

# 令和6年度 八幡市低所得世帯 物価高騰対策支援給付金

物価高騰による影響を受けている低所得世帯に対し、給付金を支給します。

なお、本給付金は差押禁止等および非課税の対象です。

「住民税非課税世帯」または  
「住民税均等割のみ課税世帯」

**支給対象者** 令和6年6月3日時点で本市に住民票があり、令和6年度に「新たに住民税非課税となる世帯」または「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯」の世帯主

※令和5年度非課税世帯給付(7万円給付金)、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付(10万円給付金)が支給対象の世帯、および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除く。  
※住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。  
※令和6年度の定額減税前の税額で判定します。

**給付額** 1世帯あたり10万円

## こども加算

上記の支給対象世帯で、18歳以下の子どもがいる場合は、1人あたり5万円を追加で支給します。

### 加算対象となる児童の特例

次の児童については別途申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- ▶令和6年6月4日～10月31日に生まれた新生児
- ▶別世帯であるが、支給対象者が扶養している児童

### 申請方法

▶8月中旬以降に「振込のお知らせ」が届いた場合  
→ 手続きは不要です。通知に記載の口座に、指定の日程で振り込みます。

▶8月中旬以降に「確認書」が届いた場合  
→ 11月15日(金)までに手続きが必要です。

#### ■オンライン申請の場合

「確認書」に記載のQRコードを読み込み、申請してください。

#### ■郵送で申請の場合

「確認書」と添付書類を返送してください。

☎低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当  
(市役所3階③番窓口) (☎981-5505)

# 八幡市定額減税補足給付金(調整給付金)

定額減税の対象者のうち、定額減税可能額が税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる人にその差額(調整給付金)を給付します。

なお、本給付金は差押禁止等および非課税の対象です。

**支給対象者** 定額減税前の「令和6年度分個人住民税所得割」または「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得等を基にした推計額)」から定額減税可能額を控除しきれない人  
※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

※所得税額と個人住民税所得割ともに税額がない人は、対象外です。

**定額減税可能額** 個人住民税所得割分：1万円×減税対象人数  
所得税分：3万円×減税対象人数

※減税対象人数とは、納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)の数。

※控除対象配偶者と扶養親族について、国外居住者は対象外です。

給付額 = ① + ② (※合計金額を1万円単位で切り上げ)

① 個人住民税所得割分	=	定額減税可能額 (1万円×減税対象人数)	-	令和6年度分 個人住民税所得割額
② 所得税分	=	定額減税可能額 (3万円×減税対象人数)	-	令和6年分 推計所得税額

※①または②の額がマイナスとなった場合は0円として計算します。

**給付例** 控除対象配偶者と扶養親族がいない人で、個人住民税所得割額が4,000円、推計所得税額が22,000円の場合

① 個人住民税所得割分	=	定額減税可能額 (1万円×1人=1万円)	-	令和6年度分 個人住民税所得割額 (4,000円)
② 所得税分	=	定額減税可能額 (3万円×1人=3万円)	-	令和6年分 推計所得税額 (22,000円)

① = 10,000円 - 4,000円 = 6,000円

② = 30,000円 - 22,000円 = 8,000円

∴ ① + ② = 14,000円となり、1万円単位で切り上げた20,000円が調整給付として支給。

### 申請方法

▶8月下旬以降に「定額減税補足給付金(調整給付金)振込のお知らせ」が届いた場合  
→ 手続きは不要です。通知に記載の口座に、指定の日程で振り込みます。

▶8月下旬以降に「確認書」が届いた場合 → 10月31日(木)までに手続きが必要です。

■オンライン申請の場合 「確認書」に記載のQRコードを読み込み、申請してください。

■郵送で申請の場合 「確認書」と添付書類を返送してください。

☎税務課定額減税補足給付金担当 (☎983-7550)

※8月16日(金)より専用窓口を市役所4階④番窓口に開設します。

## 健康まちづくりに関するアンケートへのご協力について

市では、市民の健幸を取り組むべき重要課題の1つとしてとらえ、5,000人近くが参加している「やわた未来いきいき健幸プロジェクト」等の先進的な取り組みを展開しています。そのような背景から、厚生労働省が実施する「予防・健康づくりに関するエビデンス構築事業」において、実証を行う自治体として選定されました。

この事業は、各種施策が住民のwell-beingや社会保障費に及ぼす効果についての検証を行うもので、必要な要素をまとめた政策ガイドや事例集を、全国の自治体に横展開される予定です。

今回、検証を行うにあたり、心身の状態に関することや、社会への参加状況、公共交通の利用状況等、45歳以上の市国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者のうち、無作為に抽出した約12,000人に対し、アンケート調査票(右の画像)を送付しますので、ご協力のほどお願いいたします。



### ■アンケート実施日程

発送日 = 8月下旬 回答期限 = 9月17日(火)

### ■アンケート回答方法

- ①届いた調査票に回答を記入し、同封の返信用封筒で返送
- ②調査票に記載のQRコードをスマホ等で読み込み、オンラインで回答

※収集した個人情報は、研究目的においてのみ使用し、他の目的では一切使用しません。また、論文や報告書、事例集等で公表する場合は、個人が特定されないよう匿名化し、個人情報に関わる情報は一切使用しません。

### ■調査に関する問い合わせ先

筑波大学スマートウエルネスシティ  
政策開発研究センター (☎03-3942-5841)

## 健康マルシェ

認知症をテーマにした体験型の教室等を開催します。

- 日時 8月27日(火) 午前10時～11時30分
- 場所 有都福祉交流センター ■定員 30人(要申込)
- 申込 8月1日(木)～23日(金)に健康推進課窓口、または電話

## やわた未来いきいき健幸プロジェクト

### 参加者募集中!

専用の活動量計またはご自身のスマートフォン(アプリ)で参加いただけます(参加費1,000円)。参加条件や申込方法等、詳細は右記QRコードから市ホームページをご覧ください。



☎健康推進課 (☎983-1116)